

統一論題討論

## 会計基準の国際的統一化の先にあるもの

司会者（座長） 浦崎直浩（近畿大学）

報告者 杉本徳栄（関西学院大学）

向伊知郎（愛知学院大学）

白田佳子（筑波大学）

五十嵐則夫（横浜国立大学）

コメンテーター

藤沼亜起（新日本監査法人）

西川郁生（企業会計基準委員会）

---

報告者等の所属は、当時のものである。

フロアーからの質問者は、次のとおりである（質問順）。

小西範幸（岡山大学）・石井明（上武大学）・松本康一郎（北星学園大学）・魏巍（兵庫県立大学大学院生）・金子康則（公認会計士，非会員）・今村猛（公認会計士，非会員）

浦崎 それでは定刻になりましたので、第24回研究大会統一論題の討論会を始めさせていただきます。昨日に続きまして統一論題の進行を務めます、近畿大学の浦崎でございます。最初に、壇上の先生方をプログラムに沿ってご紹介したいと思います。昨日のご報告の順番になりますが、関西学院大学の杉本先生です。次に、愛知学院大学の向先生です。筑波大学の白田先生です。最後に、横浜国立大学の五十嵐先生です。それから本日は、お二人のコメンテーターの先生方にお出で頂いております。まず、藤沼亜起先生です。プログラムの肩書きは、新日本監査法人となっておりますがこの6月に退任されたということで、現在、国際会計基準委員会財団のトラスティーズのメンバーでいらっしゃいます。現在の正式な肩書きは、そういうことでございます。それから、企業会計基準委員会から西川郁生先生をお迎えしております。

まず、本日の進行であります。慣例によれば昨日の報告について確認ということで、報告者の先生方から若干の補足説明などがございしますが、時間の制約もございしますので、座長の権限で昨日の報告内容をまとめて資料を作成し配付済みですので、討論に際しましては、それをご確認いただきたいと思います。それでは、まず西川先生からコメントをいただき、次に藤沼先生からコメントをいただき、議論に入りたいと思います。それでは西川先生、よろしくお願ひします。

## I 報告に対するコメントと論点の提示

西川 企業会計基準委員会の西川でございます。本日は、コメンテーターとしてお呼び

いただきまして、たいへんありがとうございます。今回の統一論題のテーマが会計基準の国際的統一化の先にあるもの、会計基準のコンバージェンスとその論点ということで、コンバージェンスをめぐる昨今の国際動向というものを見ておきますと、毎月のように何か起きている。毎週という可能性もあるくらいですが。そういうこともありまして、必ずしも昨日のご報告に限らず、そのような国際動向を含めたコメントというものをさせていただこうかと思っております。昨今のコンバージェンスをめぐる動向は、これはずっと過去から続いてきているわけですが、非常に学問的研究対象だろうというふうなところですが、それが会計学の研究対象なのか、パワー・ポリティックスの領域の学問対象なのかということは、よくわからない、むしろ後者ではないかと思う面もあるわけです。明らかに国と地域の間、例えば、欧州各国対EUなどですが、さらにアメリカとヨーロッパの間で、何らかのパワー・ゲームみたいなことが起きています。それからもう1つの構図として、IFRSという国という基盤をもたない会計基準が、諸国と、世界中と闘っている、まあ、闘っているといえますか、勝っているという構図があると思います。IFRSに関しては、世界の多くの国がIASCFという枠組みを作って世界中で支えているわけですが、それぞれの国がどのように、現実に出てきたIFRSを受け入れていくかということで、いわゆるアドプション国がそれなりにそれぞれ苦労しているという、そういう構図があると思います。そういう中であって、私の立場は、日本の基準を策定していくという立場ですが、いろいろな

ことがアメリカなどで起きると、これからどうなるのかとか質問されるわけです。本日もそういう面もあってここに呼ばれているかもしれません。ご期待に添えるかは別に、昨日の報告にとどまらず、コメント可能な点についてはコメントしたいと思いません。

会計基準のコンバージェンスといいますか、最終的なゴールは何なのかと考えますと、やはり会計実務がインプリメンテーション、監査それから市場規制といったものも含めて、世界中、安心感をもって、ほとんど差のない基準から導かれた財務報告を見ることができる、そこが究極のゴールだろうと思います。そういう中であって、会計実務全般の中で、会計基準の話が非常に先行している。あるいは、基準というものが紙で書いたベースで示せるものであるということもあって、一言一句違うべからざるものであるかのように伝えられる面があります。基準のコンバージェンスの議論が突出して話題になっているという感じがしております。

1つの動きとして、SEC、アメリカとヨーロッパの動きがあるわけですが、アメリカの方が先にどんどん勝手に決めてしまうようなところがあります。SECは、アメリカの市場の投資家を守るという従来からの立場を引き続き明確にしている、IFRS適用外国企業にアメリカ基準の利益への調整を求めないという今回の決定は、アメリカ基準の他にピュアIFRSをそのまま認めるということを明確にしたわけですが、その結果、何が起きているかというと、ピュアIFRSというのはどこの国のエンドースも関係ない単一のものということになって、逆に各国のエンドース

メント・メカニズムを否定するような結果を生むことになるのではないかとということがあります。ヨーロッパ・サイドが考えていたのは、IFRSを評価して、ヨーロッパでエンドースしたということは、ヨーロッパでエンドースしたもののほうが当然優れているということだと思います。ヨーロッパのマーケットでは、ヨーロッパでエンドースしたものでなければいけない。アメリカのマーケットに行くと、ピュアIFRSでないといけない。そこに若干のズレができたということで、今現在、そのズレの対象となっているのは1社か2社しかない。つまりこのわずかな差は、多くの会社にとっては関係ない規定であるようです。さらにSEC側はヨーロッパIFRSについてはピュアIFRSへの調整でいい、アメリカ基準の利益に調整するようなことは求めないという暫定措置を決めたようです。しかし、暫定でもあり、今後のヨーロッパ・サイドでのエンドースメント・メカニズムへの影響というものが出かねない。IASBに対して自由にエンドースをふりかざせないということで、ヨーロッパ・サイドは、非常に困った話として受け止めていると伝え聞いております。

これがアメリカの決定ですけれども、もう1つアメリカで大きな話として、国内企業にIFRSの選択適用を認めるというのがSECのコンセプト・リリースにあったわけです。それに対するリアクションとして、FASBのボブ・ハーズ議長が、議会証言やSECへのコメントを通じて、とにかくもうIFRSに最終的に一本化するというゴールを決めて、そこに向かってアメリカは進んでいくべきであるということを書いて出しています。アメリカがどちらの道

をとるか、つまり、ボブ・ハーズさんのやり方というのは、国内企業には直ぐには選択肢を認めないで置いて、改善された将来のIFRSにいきなり転換するというやり方ですので、コンセプト・リリースでいう国内企業に選択肢を認めるやり方とアプローチが違います。そのどちらの方向に行くのかというのが、いずれ、決定されるわけです。ボブ・ハーズ自身は、今のIFRSというのは、IASBだけで作っているものではなくて、FASBとの共同で作っているものが相当あるわけで、当然アメリカの基準設定主体からすれば、IFRSを作ることに貢献しているという意識があるわけです。自分たちが何もしなくなってしまう、あるいは、アメリカ基準がIFRSに負けてしまうという意識はおそらくなくて、自分たちがIFRSの作成に深く関与している、あるいはリードしていると認識している。共同プロジェクトでいえば、スタッフ数にして3分の2くらいはFASBサイドから出ているということもあります。そういう中で、いつまで共同で議論していても同じものにならない。同じものにならないというのは、当然過去に持っているものが違うわけで片方はルールをいっぱい持っていて、片方はほとんど持っていない。そういう中で新しいものについて一緒にやっても、古いものが生きている以上は同じものにならない。究極的なゴールを見えるものにしたいと考えた時には、このままでは1つにならないことから、ボブ・ハーズさんみたいな議論が出てくるのだらうと思います。アメリカがどちらのアプローチをとるかということはまだ見えません。

翻って日本はどうかということですが、いろいろな動きに対しておそらく皆さんが

感じられるのは、日本企業は鈍感であると感じられているかと思います。しかし、なぜ鈍感かという現実には多くの日本企業が資金調達で困っていないという事実があるわけで、そういうことを可能にしている日本経済は引き続き堅調でないといけなわけですね。幸いにして、日本基準で資金が世界中から集まっている。もちろん、米国基準適用会社にも資金は集まるし、日本基準適用会社にも資金は集まる。まあそういう事実が日本では前提になっています。ところで、昨日もあった話として、日本の戦略はどういうことになるかということがあります。1つは、東京合意の中で最初に同等性評価の問題をクリアするということを明確にしています。同等性評価というのは、ヨーロッパとアメリカの相互承認的な方向性が出たことも関係して2年延期になりましたが、中途になった当初の同等性評価の補正措置対象の26項目について基準面でクリアしていく。これによって、日本の会計基準がIFRSと同等であることを明確にする。これには、国の意地みたいなものもあるかもしれない。同等性評価も全体として同等とそれなりに順調にここに至っているのだから、当然引込める理由がないわけですね。2008年はそこまでやるわけですが、その達成後どういふことを考えるべきかということが、本当の戦略の部分でしょう。ASBJというよりも日本国全体で考えていくことだと思います。何らかのソフトランディングということをつぶこの国はいつも考えているのだらうと思います。突然急変する事態を避けていくことによって混乱を回避することを考えるのだらう。そういう見方をとると、もちろんいろいろなやり方はあると思いますけれども、私見と

して考えられるのは、ボブ・ハーズさんのように、国内企業については選択肢を認めるべきではないという発想よりも、日本というのとはもともとアメリカ基準を受け入れてきたという事実もあるし、現に今後は、IFRS というのは、アメリカ基準にもなってしまうわけで、そういうことを考えると選択肢というようなことを考えていくのがいいのではないか。東京合意で考えているコンバージェンスの進捗を考えると、企業はいつでも自己に有利と考える選択をできることになると思います。いずれにしろ戦略の議論は国内的には幅広くする必要がありますね。

東京合意の方ですけれども、2008年が片付いたら、その他の既存の差異について2011年に終わらせる。ただし、MOUという2011年をまたいで大部分できるものについては、日本が早い時期から参画することによって受け入れやすくしていくというようなことです。日本の参画、或いは意見発信、この部分が非常に重要なところだろうと思っています。どんなところがポイントかといいますと、たぶん主張すべき部分というのは、1つは業績報告、これは日本全体で純利益を守る議論というのは非常に盛り上がっている。盛り上がりすぎているかもしれないですが、これについては引き続き純利益の必要性について主張していく。もう1つは、収益認識のところで、資産負債アプローチの1つとして、公正価値的な考え方を入れていくことに対しては、やはり疑問を呈していくことになるだろうと思っています。そこで典型的にいわれているのは、契約を結んだ段階で利益、あるいは、収益があがるということはどう考えるかということですが、1つの説明として、

契約を結ぶことにはコストがかかっているのだから、そこで利益があがることはマッチングにもなっているという理屈も最近あげられています。そこであがる契約対価と履行時価との差額の収益というのは、基本的には出口、つまり契約完了までの市場平均の収益があがるわけで、その後、どういう会計をしていくかは、よくわかりません。公正価値の変動を捉まえて何をしたいのか。進行基準のようなことにはなりません。やはり、投資形態として事業投資のようなものについて、公正価値を入れて収益認識していくことには疑問があるということです。ここはもしかしたら今後の会計にとって一番大きな論点かもしれないと思っています。

それから時価をどういう局面で使っていくかということも、金融資産、日本の場合、金融投資という区分けが正確ですが、それを越えた事業投資について行うことについては疑問を呈していく。

その一方で、非常に技術的にむずかしいために、主張というよりも一緒に悩んでいくものとして、連結範囲があると思っています。それから負債と資本という、今これは、アメリカ中心に検討しているわけですが、ここでむしろオーナーシップ、所有主に着目した考え方が出てきたということがあります。負債の定義があって、それ以外は、資本はゴミ溜めという従来の考え方とはちょっと違ってくるので、これについては理論的には支持する方向で意見発信していく。いろいろな政治的な動きは急ですが、財務報告の実務として投資家が安心感をもって世界の会計実務がコンバージェンスできているなという感じをもつには、それなりの時間が必要だろうと思っています。会計基準を作る段階、或いは

は見直す段階で市場の反応というものを見ていかないといけないということだと思います。ASBJ の場合は、コンバージェンスの進め方についても市場の反応を見ていくという考えで、余談ですが、それがコンバージェンスに後ろ向きと誤解を生んだこともあったと思います。ところで、今回 IASCF の方でポスト・インプリメンテーション・レビューという、できあがった基準について市場でどういうふうを受け入れられているかというようなことを見ていく案が出てきておまして、そういう意味では、市場と常にフィードバックして基準を見直していくことは、今後とも続いていくだろうと考えております。

コメントとしてまとまっていないで申し訳ありませんが、以上を私のコメントとさせていただきます。

**浦崎** どうもありがとうございました。西川先生からは、最近のアメリカにおける動き等々ご説明いただきまして、また、ASBJ の対応、特に ASBJ のコンバージェンスに対する取り組みというのは、斎藤静樹先生の用語を使いますと市場ベース・コンバージェンスという形で特徴づけられますが、そういった方向を踏まえながら、コンバージェンスにあたっては、ソフトランディングということを考えて進めていくんだということ、それと東京合意で示された目標期日を見据えながら進めていくというお話であったかと思います。基本的に基準設定に対する取り組みというのは、市場の反応を見ながらということをございました。西川先生にはこの後の質疑応答の中でも議論に加わっていただきたいと思います。

次に藤沼先生からコメントをいただきまして、その後、質疑応答に入っていきたい

と思います。よろしくお願いいたします。

**藤沼** 藤沼でございます。よろしくお願いいたします。私は IASCF、国際会計基準財団の評議会 (Trustees) の評議員をしております。これは主に IASB のオーバーサイトあるいは資金調達をする監督機関の役割を担っております。本日は 22 名のメンバーで構成される評議会での議論を皆さんにお伝えしたいということと、現在、日本の会計基準のコンバージェンスが急がれるわけですけれども、それを進めるに当たって日本国内における構造的な問題の解消が避けては通ることができないということを問題提起したいというようなことを考えております。

最初に、昨日の統一論題、国際会計基準の受け入れに関するアメリカの動向と今後の課題、これは杉本先生にお話をいただきました。向先生には日本の動向と今後の課題、白田先生には XBRL の取り組み、五十嵐先生には IFAC (国際会計士連盟) のコンプライアンス・アドバイザー・パネルにおける対応というように非常に包括的な議論をしていただきました。ところで、先週の 11 月 13 日から、日本公認会計士協会の増田会長と IFAC の 30 周年記念の会議に出かけてきたんですけれども、そこで会った多くの海外のメンバーや国際機関の人々の間では、米国の IFRS の受け入れにたいする新たな方向性が打ち出されたことで、近い将来、IASB がグローバル会計基準の唯一の基準セクターになるであろう、皆その方向で認識していることがわかりました。世界は大きく動き始めているという実感を得て帰ってきました。アメリカは非常に戦略的に考える人たちがいるので、もう次の展開を考えている。現在の FASB

の委員の何人かを IASB に入れて、次の  
 チェアマンを現在の FASB の議長である  
 ボブ・ハーツ氏にすれば物事はうまくいく  
 みたいなことをいっておりました。私は、  
 ヨーロッパ側からいえば、アメリカの  
 FASB が IASB をテイク・オーバーする  
 ような話になってしまうのではないかと、  
 国際関係にはセンシティブティーが大事で  
 あると忠告しておきました。いずれにして  
 もかなり急速に物事が展開しているとい  
 うことは事実だと思います。ところで、白田  
 先生から昨日報告がありました XBRL に  
 ついては、そこでも取り上げておまして、  
 XBRL の実用化が加速化する中でタクソ  
 ノミをどんどん開発しなければいけないと  
 いうことで、日本も含め各国の機関や組織  
 がタクソノミの開発に取り組んでいるわけ  
 ですが、IASB でも IFRS のタクソノミを  
 作っています。かなりの費用負担が IASB  
 にも発生いたします。まだ決まったわけ  
 ではないですが、SEC にもこの開発費の一  
 部を負担してもらえないかという話し合  
 いが行われています。アメリカで IFRS ベ  
 ースの財務諸表を受け入れるということに  
 なると、タクソノミの開発コストについて  
 SEC もいくらか負担してもいい、とい  
 うような方向になっています。この様な事  
 象から判断しても、米国も含め世界は IASB  
 をグローバルな会計基準の唯一の設定主体  
 にしようという方向になっているという感  
 じがします。

さて、IASCF の戦略レビュー・グル  
 ープというものが今年の春に設置されまし  
 た。実は、私もこの戦略グループの一員  
 でもあるわけですが、前回の会議で戦略  
 グループの報告書の最終版を作ったので  
 すが、IASB の追及する目標としてこ  
 ういう言葉

を使って表現しています。つまり「アン  
 ライバルド（敵対者のいない）・グロ  
 ーバル・アカウンティング・スタン  
 ダードセッターになる」という目標  
 です。そのために何が必要条件かとい  
 うことで、IASCF のガバナンスの  
 強化、IFRS の設定プロセスの透  
 明性の確保、IASB の活動を支  
 える安定的な資金の募集システムの  
 構築をあげています。現在、IASB  
 のボードメンバーを選任するのは  
 トラスティーズが選任しています。  
 現在、22 人のトラスティーズが  
 いますが、その人たちにはトラステ  
 ィーズ自身が選んでいる。これは、  
 ちょっとガバナンスの面から問題  
 があるかも知れない。トラスティ  
 ーズの選任について透明性を確保  
 するには、ある程度信用のある外  
 部機関、例えば、政府関係機関、  
 特に証券監督者の国際機構である  
 IOSCO を中心としてトラスティ  
 ーズの選任についてある程度関与  
 させて、承認を受けるというような  
 形でガバナンスを強化しようとい  
 う意見が一致してきました。これ  
 と呼応するように、11 月の第 2  
 週に日本で IOSCO の国際会議が  
 開かれまして、その時に、アメリ  
 カの SEC、EU、それと日本の金  
 融庁から構成される 3 極、プラス  
 IOSCO のテクニカルコミッティ  
 のチェアマンの共同声明で、いわ  
 ゆる国際会計基準の設定にあたっ  
 ての IASCF のガバナンス強化の  
 提案がなされ、IOSCO を中心と  
 するメンバーによる IASCF モニ  
 タリング・グループの設置を求  
 めています。世界の流れは、グロ  
 ーバルな会計基準設定主体として  
 IASB を位置付け、それをきちん  
 と監視していく体制を整える、こ  
 ういう方向になっているのではない  
 かと感じております。

その中で 2 つの問題があります。1 つは

ブランド・イシューの問題です。IFRSのブランドについては、先程の話でヨーロッパ・バージョンのIFRSとか、チャイニーズ・バージョンとか、マレーシア・バージョンとか、いろいろなものができてしまうとまずいということで、ピュアIFRSという立場をきちんと守らないと何のためにコンバージェンスしているのかわからなくなってしまうという問題です。2つ目は、IFRSはプリンシプル・ベースの基準でありルール・ベースの基準ではないということをはっきりさせることです。当然ながら、IFRICで解釈指針について、もっとタイムリーに、しかも、充実したものを作っていかなければならない。こういう問題意識で、IFRICがいかにタイムリーに解釈指針を出せるようにするか、そういうようなことを今、議論しているわけです。先程、西川さんの話の中で触れたポスト・インプリメンテーション・レビューというのは、IFRSの設定プロセスの透明性の確保のための新たな施策の一つです。トラスティーズの議論の中で、国際会計基準の設定過程で、IASBは外部意見に耳を傾けないとか、基準化されたものの有用性が検証されていないとかいろいろ問題点が指摘されましたので、IFRSを発表してから3年後にその会計基準がよかったのかどうかということをもう一度検証するというプロセスを作ることになりました。一方、会計基準を作る時には、いろいろなコメントが出ているのにIASBは自分たちの思うように基準を作っているのではないかと。こういうような懸念があることに対して、フィードバック・ステートメントを作り発表することになりました。これは、寄せられた具体的な議論やコメントを拾い上げ、それに対してIASB

はどういう観点からこれらの意見を採用し、あるいは採用しなかったのかを詳細に説明するものです。また、新たな会計基準を作る時は、その基準のコスト・ベネフィットのアナリシスも行いその結果を公表しようということも決めました。このように、トラスティーズはいかに会計基準の設定プロセスを透明性のあるものにするかということを議論して、それを実行に移しているわけです。

日本の会計基準のコンバージェンスについては、市場の反応という西川さんのお話がありましたけれども、市場の反応を見極め3年間待ってから日本は動きは始めるよというわけにはいかないと思うんです。実際の適用はさらに遅れてしまいます。マーケットそのものが日々どんどん動いているわけですから、日本の企業が3年以上の周期遅れでやるわけにはいかない。むしろマーケットに対して、リアクティブではなくて、プロアクティブに動いていかなければいけない。同時並行的にあるいは先を見越しながらリーダーシップをとって会計基準を設定しなくてはならない。ところで日本の会計基準の歴史を見ると、どちらかというと利害関係者間の調整型で作ってきている。迅速性がない、何か人任せ環境変化任せみたいなような感じがあるわけです。むしろリーダーシップをとって、プロアクティブに会計基準を作っていってほしいと個人的には思います。

日本における会計上の構造問題というのは、日本基準をIFRSにするといっても税法との調整はどうするんだとか、あるいは、会社法との調整はどうするんだということです。このへんのところを解決しないでコンバージェンスといっても、リース会



計の基準化が遅れたように、問題点がわかっていてもなかなか先に進まない。そのへんのところはやはり ASBJ か財務会計基準機構の方で問題提起していかないといけないと思います。日本の農業問題で FTA が他国となかなか結べないのと同じように、日本の構造問題が原因となって会計のコンバージェンスが進まないということにもなりかねないからです。ASBJ はこのような構造問題に対しても積極的に意見発信していただきたいと思います。

浦崎 ありがとうございます。現在、藤沼先生は、IASCF のトラスティーズのメンバーとして世界的に活躍されておられます。そのご経験も踏まえまして、最新の情報を、特に最後のところでは、日本の会計基準設定のあり方について、西川先生の先程の市場の反応を見ながらということに關しまして、リアクティブではなくて、プロアクティブに日本がリーダーシップを発揮しながら会計基準を作っていくという姿勢が必要ではないかというご提言がございました。それから、日本の構造問題、税法との調整、会社法との調整、これから日本が取り組むべき問題というものを ASBJ から積極的に提言していく必要があるというご提言がありました。

## II 会計基準のコンバージェンスの意義

浦崎 以上お二人の先生方のコメントに基づきまして、この後、討論に進んでいきたいと思ひます。討論にあたりましては、昨日の五十嵐先生の報告で指摘のございましたコンバージェンスという問題が、研究者の間で正しく理解されずに使用されている部分があります。それで、コンバージェンス

とは何かという問題を最初に議論したいと考えております。それから、プリンシプル・ベースとルール・ベースというものは、具体的にどういうものなのか。プリンシプル・ベースの会計基準というのとはどういうものかということについての議論が 2 つ目でございます。その後、個別の論点になりますが、IASCF の定款の中にありますが、IFRS を使って作成される情報には、透明性がなければならないという点がありますが、その点について、フェア・バリュー（公正価値）による測定というものがどうしても出てまいります。それに関連した情報の測定の信頼性の問題なども出てまいりまして、その透明性と情報の有用性、信頼性という問題に関連して、フロアの方からいくつかの質問がありますので、特に個別論点で減損会計等々の質問が出ております。

それでは、まずコンバージェンスとは何か、コンバージェンスをどのように考えるのか、日本の会計基準、コンバージェンスにどう取り組んでいくかというテーマについて、岡山大学の小西先生、上武大学の石井先生、北星学園大学の松本先生からご質問がございました。順に取り上げて行きたいと思ひます。まず、岡山大学の小西先生の質問でございましたが、杉本先生と五十嵐先生に対して提出されております。まず、杉本先生宛の質問ですが、ブランド・イシューが問題とされるようになった現在、完全準拠とは何をもって完全とするのかお教えてください。五十嵐先生に対しては、コンバージェンスの定義にも関連する問題ですから、五十嵐先生についてもお答えいただければ幸いです。まずお答えをいただいて、その後、小西先生にご回答に対して関連質問をお願いしたいと思います。それではま

ず、杉本先生からブランド・イシューの問題についてお願いいたします。

**杉本** ご質問いただきありがとうございます。

先程、西川先生のコメントの中で「ピュアIFRS」という言葉が使われていましたが、ご質問の完全準拠の完全というのが、ある意味ではこのピュアと同義としてとらえることができるかと思えます。この意義に関しましては、会計基準の対象を限定するというのと、もう1つは、会計基準の準拠の程度ということで解釈できるのではないかと思えます。先週11月15日にSECが決定した事柄に基づけば、会計基準の対象をIFRSに限定したということになります。また、会計基準の準拠の程度につきましては、IAS、IFRSそれぞれあるわけですけれども、IASCによるIASの時代にSECは全くIASを承認してこなかったわけではありません。たとえば、IAS第7号の「キャッシュ・フロー計算書」に関しましては、会計基準のグレードがきわめて高いということで、承認してきた経緯があります。ですから会計基準を部分としてとらえるのか、それとも全体として捉えるかというところが会計基準の準拠の程度にかかわるかと思えます。結果的にIASBのIFRSもしくは他の国がIFRSを翻訳して自国の会計基準とする、いわゆるローカルIFRS、この問題になるわけですが、まさにそのところが準拠の程度の違いとして一部現われるのではないかなとも思えます。実際にSECが先週決定した規則案、今日現在、先週の決定に基づいてファイナライズされたSEC規則の公表は行われていないわけですけれども、この規則案を改めて読むかぎり、次のように述べています。SECは、「長期的目標として1組のグロー

バルに認められた会計基準へ移行することから得られるベネフィットは、IFRSが1組の高品質な会計基準をあらわしていれば達成可能である。たとえば、同じ名称を用いた通常のIFRSとは異なる各種の会計基準では、このベネフィットは達成できない」ということを述べています。つまり、IASBによるIFRSに完全準拠した財務諸表については、結果的に調整表を義務づけないという決定を先週行ったわけですが、これがまさにIFRSの受け入れに関してのSEC側の条件ということになるかと思えます。

**浦崎** ありがとうございます。それでは同じ問題であります。ブランド・イシューが問題になっている状況の中で、完全準拠あるいは完全とは何かについてご教示下さいという問題ですが、五十嵐先生いかがでしょうか。

**五十嵐** IFRSの適用に関しては、アドプションという問題と、インプリメンテーションという問題があると思います。私の参加しておりますIFACのCAPでは、アドプションも重要ですが、次にインプリメンテーションの方がもっと重要であるということが討議されております。インプリメンテーションの重要性というのは、一般的に過小評価しすぎているのではないかということでございます。したがって、インプリメンテーションの段階でどのようにすべきかということが話し合われている。小西先生のご質問の内容の中には、インプリメンテーションの段階において、完全準拠とは何かということと、完全とは何かということだと思えますが、準拠するといった場合には、完全とか一部準拠とかではなくて、準拠するといえば、それは一般的に完全に

準拠するということを意味していると思います。それでは、準拠については、英語から翻訳されている言葉だと思いますが、準拠するといった場合にコンプライアンスという言葉は、一般的に使われていないと思います。実は、コンプライアンス・アドバイザー・パネルも最初は、コンプライアンス・コミッティーという言葉でした。その時、ヨーロッパの人たちからの反応、その他のデベロッピング・カントリーからの反応は、コンプライアンスという言葉は、非常に強い意味をもつということで、コンプライアンス・アドバイザー・パネルとしました。今回のご質問の準拠といいますのは、会計基準または監査基準の中では、「コンフォーミティ」という言葉を使っていると思います。したがって、準拠するというのは、「in conformity with IFRS」となったときにはじめて準拠するということになると思います。それでは、先程のピュア IFRS といっても、すべての側面において準拠するのかということになるとしますと、現在の監査報告書または財務諸表に述べられているように、「in all material respects」と記述されてありますように、「すべての重要な点において」準拠すれば、パブリック・インタレストまたは投資家または潜在的投資家の保護のためには、準拠といえるというふうに私は考えております。

**浦崎** ありがとうございます。小西先生、何か関連でご質問はございますでしょうか。

**小西** 杉本先生、五十嵐先生どうもありがとうございます。これに関連してもう1つだけ質問させていただきます。もし IFRS が今後プリンシプル・ベースの基準によりいっそうなっていくとした場合に、IFRS

だけでは運用できない、換言すれば、十分に準拠しているかどうか分からなくなると思います。つまり、解釈指針の位置づけが非常に大きくなっていくと思うのですが、それと監査基準をどうするか、そういうことも含めて、完全準拠につきましても、会計基準、IFRS そのものではなくて、解釈指針とか監査基準とか、会計基準にかかわるさまざまな基準、規則などを包括的に考えていかないと完全準拠が今後進んでいかないのではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。

**杉本** 基本的にはおっしゃるとおりだと思います。だからこそ、今現在、会計基準だけではなくて、監査基準の国際的収斂も EU が主導権を握っているようですが、その検討がすでに始まっていると聞いています。解釈指針などについても、もちろんプリンシプル・ベースの会計基準の場合であればそれぞれの国がその運用が違うというのは元も子もありませんので、こちらの方の整理もきちんとする必要はあるかと思います。

**五十嵐** 小西先生のご質問に対しまして、昨日報告させていただきましたように、財務諸表が IFRS にしたがって適正に作成されている作成されるといった場合には、当然のことながら解釈指針の十分性、適切性が必要になることは間違いありません。したがって、昨日報告させていただきましたように、解釈指針の体系を明確に述べる必要があります。それと会計基準の目的は、財務諸表の適正表示を通して投資家の保護ということと会計士にとってはパブリック・インタレストのために会計基準に準拠して仕事を行うわけですから、全体の財務報告システムが適切に運用され

ることが重要でありそのうちの1つの要素が会計基準であると考えます。したがって、小西先生がおっしゃいましたように、全体として適切に整備、運用されなければ、このIFRSのコンバージェンスの目標は達成できないということになります。IFRSについてより詳細な内容をもつことが必要ですが、それではそのより「詳細な内容」とは何かということが次の課題になるかと思えます。

**浦崎** 小西先生よろしいでしょうか。

**小西** どうもありがとうございました。

**浦崎** それでは上武大学の石井先生からのご質問に移りたいと思います。米国の英語版IFRSの容認決定についてということです。2点ございまして、まず1つ目が、英語版IFRSのみを指している理由はなぜですか。解釈の幅を減じるためか、その他の理由は考えられるでしょうかご教示ください。2つ目ですが、調整表作成・開示要件撤廃について、実証研究の結果は過去のデータに基づくものであって、今後、基準の共同開発を進めることによる差異解消、あるいは、監査基準の収斂化によってクリアさせるのではないかと、また、大局的には、米国証券市場の市場規模の維持・拡大のために国家戦略として実施しようとするものではないかとご教示ください。まず、英語版IFRSのみを指しているのはなぜかについて、杉本先生からお願いいたします。

**杉本** ご質問ありがとうございます。SECが今回、英語版IFRSに限定した理由ですけれども、個人的には2つあると思います。1つは、アメリカ投資家保護の見地から、もう1つは、SECの機動性の見地ですね、この2つがあると思います。まず前者のアメリカの投資家を保護する見地です

が、SECのミッションというのは、アメリカの投資家保護を果たすために連邦証券諸法を執行し、さらに監督するというのが中核的なミッションとしてあります。この投資家保護のミッションを図るために、SECは投資家に対して投資意思決定に有用な情報を提供できる枠組みを構築しなければならない。この構築のために会計基準が非常に重要な役割を果たすことになるわけですが、アメリカの投資家がIFRSを理解するため、さらには、いろいろな国や地域といった管轄間の比較可能性および首尾一貫性の達成を可能となるようにするために、まず英語版のIFRSに限定したというふうに解釈することができると思います。もう1つは、これは今回、SECが明確に述べたのですが、SECの作業はすべて英語で行われます。ですから、他の言葉ではなく、英語が自分たちのベースなのだというので、今回、英語版のIFRSに限定したと解釈することができるかと思えます。

**浦崎** それでは同じ質問ですが、ピュアIFRS、英語版IFRSのみを容認していることで、その理由は何かについて、五十嵐先生お願いします。

**五十嵐** 米国での状況は杉本先生がおっしゃられたとおりだと思いますが、私は、たまたま企業財務制度研究会(COFRI)の中で、国際的な財務報告のあり方という委員会に出席させていただきました。その時に、日本企業のSEC Registrantsの方の中で、US-GAAPで作成して、最初にフォーム20FでSECにファイルしているのであれば、日本のファイリングも英語版でしたい。英語版ですることは可能ではないかということをおっしゃっていました。その時は、

私の理解している範囲では、ドイツの新興市場ではドイツ語ではなくて英語版のアンニュアル・レポートも容認されている。そういったことが議論になりましたけれども、最終的には、英語版でのファイリングということは報告書には記述されていますけれども、どちらもあってもいいのではないかと思います。しかしながら、アメリカは、英語以外の言葉でアンニュアル・レポートのファイリングを認めるということはしておりませんし、英語版が投資家保護のために必要だということだと思います。アメリカでのアンニュアル・レポートは、SECに届けられたフォーム10Kまたは外国会社であればフォーム20Fこれがアンニュアル・レポートです。したがって、SECという国の機関に届けられるものは、やはりその国の言語で届けられるというのが、現在の状況では一般的だと思います。したがって、英語版でということになるのではないかと思います。

**浦崎** ありがとうございます。杉本先生どうぞ。

**杉本** 1点だけ追加させていただきたいのですが、今現在、IASBがSMEの会計基準の設定作業を進めていますけれども、SMEの会計基準が基準化されても、今回、アメリカが明記した英語版IFRSには含まれません。そのことは今回明らかにされています。

**浦崎** ありがとうございます。石井先生今のコメントに対して何かございますか。

**石井** 杉本先生、五十嵐先生、いろいろありがとうございます。お答えに対して、杉本先生にお聞きしたいのですが、SECの執行の機動性の観点から英語版IFRSが重視されているとおっしゃいましたが、具

体的にいうと、先程、五十嵐先生がおっしゃられたように、実際基準のインプリメンテーションが重要であることを踏まえて考えていると理解してよろしいのでしょうか。

**杉本** 大きなところとしては、アメリカはプリンシプル・ベースとルール・ベースの論争に関しては、その検討について議会の要請を受けた経緯もありますが、FASBもSECもそれぞれの検討結果を明らかにしました。どちらかをとるという見解に対しては最近いかがなものかという見解も見られます。目標指向型のルール作りが良いと言っているわけですが、ただプリンシプル・ベースになった場合には、当然、インプリメンテーションの問題が出ますので、その策定にあたっては、諸外国の言葉でというよりも、一連の作業に関しては英語でということになってきます。機動性というのは、まさに英語でものづくりするにあたって英語はきわめて重要であるということでも申し上げました。

**石井** どうもありがとうございます。

**浦崎** それでは同じく石井先生からもう1点、調整表の作成・開示要件の撤廃につきまして、杉本先生お願いします。

**杉本** まず、「実証研究の結果は過去のデータに基づくものであって、今後、基準の共同開発を進めることによる差異解消、あるいは、監査基準の収斂化によってクリアさせるのではないか」というご指摘ですが、おっしゃるとおりです。実証研究というのは基本的に過去の実態を明らかにすることです。昨日の報告では、4つの実証研究の結果を結論部分だけですけれどもご紹介いたしました。規制コストの問題と調整表の作成・開示要件の撤廃に関しての動向を踏まえての紹介だったわけです。昨日

ご紹介したのは最近の実証研究の結果ですので、それはそれで当然意味があるでしょう。ただコンバージェンスの問題に関しては、当然これから会計基準が統合化していくことになりますので、ご質問の前段部分のご指摘はおっしゃるとおりです。ただ後段部分の「大局的には、アメリカの証券市場の市場規模の維持・拡大のために国家戦略として実施しようとするものではないか」ということですが、これとの関わりでは昨日、アメリカの資本市場の競争力の維持・向上のための提言として代表的な3つの報告書を取り上げさせていただきました。1つ目が「資本市場規制に関する委員会」の中間報告書、さらには「ニューヨークとアメリカのグローバル金融サービスのリーダーシップの維持」に関しての報告書、それともう1つが「21世紀のアメリカ資本市場規制に関する委員会」の報告書です。これらはいずれもいろいろなことを提言していますが、共通しているところは、会計基準に関しては、会計基準の国際的収斂を進める、それともう1つは、IFRSを採用した場合の調整表作成・開示要件を撤廃すべきではないかという主張があったわけです。その根底にあるものは皆共通していて、規制コストを削減すれば、ニューヨーク証券取引所を筆頭に、アメリカの金融・資本市場の競争力は高まるのではないかとすることで提案されました。このような提案は今回が初めてではなくて、実は1980年代にも、アメリカは証券市場の国際化の問題に直面して、その時にも規制をある程度緩和すべきではないかという論議が展開されていました。その意味合いからすれば、今回の代表的な3報告書は基本的には同じような論調だと思います。先週、SECが規

則案を最終的に決定したわけですが、結果的には、アメリカの資本市場競争力の維持・向上の提言の規制コスト関連事項については、受け入れたと解釈できるのではないかと思います。

**浦崎** ありがとうございます。五十嵐先生お願いいたします。

**五十嵐** ご質問は2つに分かれていると思いますが、1つには調整表の撤廃ということと、もう1つは監査基準の収斂化ということと理解しました。私の理解では、CESRが補完措置として調整表を求めなかった理由が3つありまして、一番目には、学術的調査によれば、会計基準の差異に基づく評価方法の違いは、投資意思決定にさほど影響を及ぼさない。2番目、調整表に基づく損益および資本に対する修正情報は、確かに追加開示に基づく情報よりも質の点で優越すると考えられるものの、そのことによるプラスの経済効果は、一般に財務諸表作成者が調整表を作成するコストよりも小さいと考えられる。3番目には、そもそも経営者は、このような調整の数値を念頭に意思決定を行っているわけではなく、経営上の指標は、あくまでも主たる会計基準に基づく企業情報であるということで、調整表は求めなかった。これはCESRの作成に関与した人の意見ですが、こういったことで調整表は求めなかったと考えられます。また、監査基準の収斂化によってクリアされるのではないかとご質問でございませうけれども、ご存知のように、財務諸表の作成はマネジメントが行います。他方、監査を行うのは監査人でありますので、二重責任の原則があり財務諸表作成者と監査人は、別々のものであります。したがって、調整表の作成とか開示要件の撤廃とい

うのは監査基準の収斂化によって達成するものではないと思います。監査基準は監査基準でまた別のものを考えている。ご参考までに、米国ではサーベンス=オックスレー法が公布され監査人のインデペンデンスという問題がありまして、会社から監査人が質問を受けた場合に、それについて答えていいものなのかどうか、つまり、答えることによって経営者の意思決定に影響させるものであれば、そのことはインデペンデンスの問題になるかもしれない。各会計事務所はクライアントからの質問に対して非常に慎重な答えをしています。したがって、財務諸表の調整表の作成と監査基準の収斂化というのは、別々に考えるべきだと思います。

**浦崎** ありがとうございます。石井先生いかがでしょうか。

**石井** いろいろな示唆をいただきましてありがとうございます。

**浦崎** ありがとうございます。それではコンバージェンスにつきまして、あと2点質問がございまして、北星学園大学の松本先生から、杉本先生に対しまして、11月15日のSECの規則変更について、IFRSの完全適用ではないEUに対して、少なくとも現段階では相互承認をする意思のないことを示すメッセージと解することができるのでしょうか、ご教示くださいということです。

**杉本** ご質問ありがとうございます。まず、結論を先に申し上げますと、質問状に書いていただきました「IFRSの完全適用ではないEUに対して、少なくとも現段階では相互承認をする意思のないことを示すメッセージ」なのかどうかということにつきましては、先週SECが決定した事柄に関

しましては、質問状に記されたとおりです。相互承認の事柄についての文書ではありません。あくまでも、IASBによる英語版IFRSを外国民間発行体が使用する場合に関しては、調整表作成・開示要件を撤廃するという規則案の決定ということになっています。この経緯なのですが、まだ最終決定したものは公表されていないのですが、規則案の体系を見ても把握することができます。規則案の最初のところは概観と経緯が述べられています。2つ目が1組のグローバルに認められた会計基準へ向けたステップとして、外国民間発行体がIFRSに準拠した財務諸表を作成した場合、アメリカの会計基準への調整表の作成・開示の義務づけなしで受け入れることに関しての案が具体的に示されています。ここで取り上げられている項目なのですが、アメリカの会計基準とその調整表、さらにはIASB、IASBが発表するIFRS、それとアメリカ国内の会計基準設定主体であるFASBについて詳細にその間の経緯などが述べられています。しかし、EUとの間に関しては、たとえば、2005年1月1日からIFRSのEU域内全面適用になりましたけれども、その事実を述べているくだりはありますが、それだけです。対象はすべてIASB、それとIASBのIFRSということで絞り込んでいる。規則案の体系からは、そのことをとらえることができます。ご質問との関連では、相互承認といえばSECとEUとの関係ということになるわけですが、昨日の報告での3枚にわたるスライドで、2000年2月のSECが発表した国際会計基準のコンセプト・リリース以降、先週までの基本的な動向をまとめさせていただきましたけれども、特にその中で相互承認に関連す

るものとして、2005年4月に、SECの委員長とECのマクリービー委員が会談した折に、当時のSECのチーフ・アカウントであったニコライセン（Nicolaisen, D. T.）氏のロードマップが示され、最終的に承認されたという経緯がありました。一般にロードマップといわれているのですが、実はここで示されたロードマップの正式名称は、「SECの調整表作成・開示要件の撤廃勧告のロードマップ」ということで、あくまでも調整表の要件を撤廃することに関してのシナリオで、遅くとも最終的には2009年までに検討した結果、撤廃しようという、そのロードマップです。その結果、SECのアクションは、対EUに対してではなくて、IASBのIFRSを受け入れ対象として、それとともに調整表の作成・開示要件の撤廃、これを今回決定することになるのですけれども、SECとEUとの間のこの間の相互承認をめぐるの駆け引きの中では、SECの戦略を今回新たに垣間見ることができます。特にEUは、2000年6月に「EUの財務報告戦略」、副題を「進むべき道」とする報告書をヨーロッパ閣僚理事会とヨーロッパ議会に提出しています。その中でアメリカの会計基準とIFRSがEU域内で国際的な会計基準として使用されているという事実、これは、ヨーロッパの企業は、国際的な会計基準として、この2大会計基準を使用しているわけですが、その事実に基づいて、今後EUにおいては、そのどちらを使うべきか、その分析結果をこの報告書の中でも明らかにしている。最終的にIFRSは、国際的な経済社会のニーズに応える包括的で、しかも、概念的にも強固な会計基準であって、しかも、国際的な観点から策定されている

という点からすれば、アメリカの会計基準よりも明らかにベネフィットがあるというふうに結論づけています。実は、この結論を受けて、2005年1月1日からのEUにおける域内全面適用というところへと展開していくこととなります。この展開には、おそらくSECはかなり衝撃があったものと思います。これを契機として、EU主導で国際会計が展開しているような時期もあったわけですが、このEUとSECとの間の相互承認を模索する展開の中では、特にEU側が第三国基準の同等性評価、そこで、アメリカの会計基準も対象になりました。そういったアクションの中で、最終的には先週、より具体的には、今年に入ってから案を作って夏に発表し、それで先週決定したわけですが、対EUとの間の相互承認という形ではなくて、完全に対象を指定して、つまりIASBが作り上げてきた英語版IFRSにターゲットを絞った上で認めたということになります。ですから、昨日の発表で冒頭、冗談から始めてしまって恐縮だったのですが、IASB関係者が11月15日でしたのでボージョレー・ヌーボーで祝杯をあげたのではないかと申し上げたわけです。昨日の統一論題報告の後の講演会で、IASBは、ボージョレー・ヌーボーではなくて、シャンパンで祝杯をあげられたということ、山田辰己先生がお話しされていましたが、いずれにしても大喜びであったということには変わりなかったわけです。対IASBに対しては、完全にその方針を明確にしたということでは意義があったと思います。ただ、対EUに関しては、果たしてシャンパンあるいはボージョレー・ヌーボーで祝杯をあげたかどうかはきわめて微妙だなと思います。結論として



は、ご指摘のように、SECの規則案の決定は現段階では相互承認に関するものではありません。

浦崎 ありがとうございます。松本先生いかがでしょうか。

松本 懇切に解説をいただきましてありがとうございました。一昨年12月以来のSECとEUとのやりとりは、昨日配られましたレジュメにもございました。あのあたりのところで、いわゆる相互承認ということ、特にEU側でしょうけれども。念頭においた活動であるかのように理解されておったかと思うのですけれども、そのへんのところがもうむしろそうではない、SECはむしろ、EU域内企業が直接、要するに完全準拠版で出してくれば良いということになりますから、EUとの相互承認ということではなくて、EU域内の企業に個別にそういう形で求めるんだというふうなスタンスを明確にしたという受け止め方で、最終的にはよろしいのでしょうか。すみませんがそのところだけ最後によろしくお願いします。

杉本 個人的には、EUとSECとの間の相互承認に関しては、今後、起こりえないのかというところと果たしてどうかなという気持ちはもっています。個人的にはです。EU域内の企業に個別にというのはこれは果たしていいのかなというのは、規制の立場から見れば、非常にばらつきが出る可能性がありますので、疑問だなというふうには感じます。

松本 ありがとうございます。

### III プリンシプル・ベースとルール・ベースの会計基準

浦崎 コンバージェンスの問題で少し時間を

とっておりますが、それでは、時間が迫っておりますので、2番のプリンシプル・ベースとルール・ベースに関する問題の方に移らせていただきます。兵庫県立大学大学院生の魏さんから五十嵐先生にご質問が出ております。ご報告の中に会計基準を越える会計基準という内容がございましたが、その意味についてもう少し教えていただけませんかということでございます。五十嵐先生お願いします。

五十嵐 ご質問の内容は、プリンシプル・ベース・アカウンティングをとった場合のプリンシプルに対するインタープリテーションはどうあるべきかの体系の中の右側の方に示されている内容についてと思います。ご質問の会計基準を越える会計基準というのは、解釈の中においてどうすべきかというコンテキストの中で考えるかということでございます。その意味は、会計基準がないとしたならば、公共の利益のために、または、緊急事態があるために、ある原則をまたはある解釈を作ることが必要だということと、もう1つの意味は、間接的に会計基準に手がかりを得ることができないような場合に、会計基準にはないようなものを解釈指針をとおして、会計基準に対して作用するという意味で使っています。イギリスの基準の中に、トゥルー・アンド・フェア・オーバーライドというのがございまして、これはドクター・ナイジェル・スライ・ジョンソン (Dr. Nigel Sleight-Johnson) という ICAEW の財務報告主任が述べていますが、イギリスの統計によれば、上場会社について会計基準のオーバーライドをしているものがある。そのオーバーライドしている10%は、主に合併の会計についてのものである。その意味で、

プリンシプルがあったとしても、それをオーバーライドすることは、認められると理解しています。当該基準を超えて適用した方が適正に財政状態、経営成績を表示することができれば、適用することができることとなります。そのことについては、十分な表示をすることが必要ということでもあります。IASの中でオーバーライドがあるかどうかということについては、彼は、IAS1号の財務諸表の表示のパラグラフ17では、オーバーライドすることは“エクストリームリー・レア”となるだろうと述べています。したがって、ご質問の内容に対するご回答は、会計基準の適用において、または、その解釈において、会計基準があったとしても、それを越えてといえますか、別な形で解釈する可能性があり、それが重要であれば、翻って会計基準の形成につながっていくというような意味で使っております。

浦崎 魏さんいかがでしょうか。

魏 ご丁寧に解説していただき誠にありがとうございます。すなわち、基準を越える会計基準というのは、指針のようなもので、会計基準と呼ばないものと理解してよろしいでしょうか。

五十嵐 現在のIASBのフレームワークの中では、IASまたはIFRSとIFRICの出す解釈指針のこの2つしかありません。昨日もご説明申し上げましたように、プリンシプルがどのような文章で、どのような内容をもつかということは明確になっていないと思います。もう1つには、IFRICが出す解釈指針は、どのような体系をもって出されるべきなのかということも明確ではありません。したがって、こういった内容が指針として出すか出さないかという

ことよりも、概念的に、指針の体系化をすべきではないかという提案であります。

魏 ありがとうございます。

## IV 会計情報の透明性と公正価値測定

浦崎 ありがとうございます。それでは、次に、情報の透明性に係る問題に移りたいと思います。個別の論点ではありますが、IASCFの定款で謳っておりますように、IFRSで作成される情報には透明性が求められます。企業の経営実態や経済の実態が分析できるような内容をもつということが求められています。フェア・バリュー（公正価値）による測定が入ってきておりますが、この問題に関連して、上武大学の石井先生から向先生に、固定資産の減損会計についての質問が出ております。昨日の報告で、割引率のばらつきが非常に多いということで、その原因は何でしょうか。ばらつきが大きいということは不合理なんでしょうかということでも質問が出ておまして、さらに、この点について、関連して、使用価値の計算に用いられる割引率の理論的範囲についてご教示下さい。それから2つ目ですが、国際会計基準が目指す公正価値評価、特に、割引現在価値の広範な導入が抱える問題は、経営者の裁量の余地の拡大化ということになるのか、主観的要素の増大なのか。両方は同じなのか。公正価値評価の拡大化に伴う会計数値のソフト化を回避できる手法はありうべきかということについてのご質問でございます。では向先生、お願いいたします。

向 石井先生、ご質問ありがとうございます。研究報告要旨集の中で減損処理に用いられる割引率に関して、ASBJの適用指針か

ら5つの例があげられているということを示させていただいたわけですが、結論は、企業の財務状況を考えて、それが企業実態という説明の元にさまざまな割引率が採用されるということになると思います。割引率をどれくらいにするかは、2点目のご質問とも絡んできますが、結局、経営者の裁量が介入したり、主観的要素が介入することになってくると考えられます。これは免れることができない問題であると思います。したがって、財務諸表の注記において、何%の割引率を使い、その割引率がなぜ採用されたのかという根拠を示していくことが必要ではないかと思えます。さらに、石井先生からのご質問の話題をしていた時に、五十嵐先生から教えていただいたのは、アメリカ公認会計士協会から出しているSOPには、財務諸表の見積もり情報は、必ず注記において表示するということが定められているようです。したがって、例えば、わが国のASBJの適用指針が例示している5つの割引率の中から1つを選択して用いているならば、その割引率がどのような根拠で採用され、どのように計算されたのか、そして何%になったのかという情報を財務諸表の注記で開示することが必要であると思えます。それによって、経営者の裁量の余地も減るでしょうし、さらに、主観的な要素も減少できると考えます。ただ、やはり公正価値評価というところでは、どうしても主観的要素あるいは経営者の裁量を皆無にすることはできないのではないのかと考えております。以上です。

浦崎 石井先生いかがでしょうか。

石井 向先生どうもありがとうございました。まず言いたいことなのですが、昨日、今日と本学会に参加しまして、非常に感じたこ

とは、学会自体のプログラムや進行の問題もあると思うんですが、いろいろな国際会計の動きを学者としてフォローアップし、それを学問研究の議論の俎上に載せることになるのですが、そのような事実の調査とともに理論的なレベルでの議論がなければならぬと感じました。たとえば、割引率について理論的なレベルで考えると、実務上多くの選択肢があったとしても、理論的にどこかに収斂されてくるとの議論があつてしかるべきであるし、次に、実践適用可能性レベルの観点から、そうはいっても多少の選択の幅があつてもいいというような議論があつていいとは思っているんですね。つまり、1つは、実践レベルでいろいろ選択肢があつても、本来どうあるべきかという答えが欲しかったと思うところです。そして2番目の質問ですが、公正価値評価について開示において計算根拠が示されて、企業がどのような測定をしているかだいたい判断できるといわれましたが、実際は、注記開示を検討し、新たな割引率などを使って、自らがその現在価値を完全に再計算することは、今のところできないのではないかと考えているんですが、それはどうでしょうか。

向 まず、1点目ですれども、通常、割引率という、理論的には資本コストとか、リスクフリー・レートとかが主張されてきたと思います。一方で減損の問題になりますと、財務論でいわれてきた資本コストだけに限定することができなくて、1つ1つの資産の収益性を考えないといけないと思います。そうした場合は、有形固定資産、あるいは無形固定資産においても同じことがいえると思いますが、収益性をどのように把握するかの問題が生じます。ですから、割

引率を理論的に考える場合、一言でいえば資本コストなるかもしれませんが、やはりケース・バイ・ケースということになってくると思います。

2点目の公正価値評価の問題ですけれども、現実には私もむずかしいと思います。たとえば、昨日ご報告いたしませんでしたですが、こちらに載せてあるスライドのところ、のれんの減損処理のSEC適用企業の実態を示しています。のれんに関して、どのようにフェア・バリュー（公正価値）を計算するのかというと、当然、ディスカунテッド・バリュー、すなわち割引キャッシュ・フローになると思います。SEC適用企業の約半分ぐらいの会社が実際にのれんの減損処理をまったく行っていませんが、半分以上の企業は少ないながらものれんを減損処理しています。それらの会社は、実際にのれんを含んだ資産または資産グループからのキャッシュ・フローを予測して、現実に割引計算していることになります。では、どのように資産または資産グループを決定して、将来キャッシュ・フローを見積もって、回収可能価額を測定するのかという問題が生じます。これは、これからわれわれが考えていかなければならない問題です。一方で、実際にのれんの減損処理を行っている企業には、減損処理の過程のどこかに何らかの裁量が入っているのではないかという疑問を私は感じています。したがって、実際にのれんの減損処理が行われていることがディスクロージャーされているわけですが、どのような根拠で計算されているのかが注記等で示されていませんので、そこらへんを今後調査および検討していかなければいけないと感じております。

浦崎 この問題は向先生へのご質問ですが、

現場でご経験のある五十嵐先生、藤沼先生あるいは基準セッターの西川先生、こういった問題をどういうふうに解説すればいいのか、何かご教示ありますでしょうか。

五十嵐 たとえば固定資産の減損会計における割引率といった場合に、財務諸表は何のために作成され、財務諸表は適正であるということはどういうことなのかということに関連すると思います。私はたまたま退職給付会計実務指針の委員長を何年間かやらせていただきましたが、その時に割引率は何を使用すべきかという話がありました。割引率について定義をするとすると3つに分かれておりまして、短期的に設定する方法と中期的に設定する方法と長期的に設定する方法があります。アメリカと国際会計基準は、短期的にある一定の年度で割引率を設定します。議論の過程で、さまざまな人たちの考えをお伺いしましたが10年とか20年の長期で考えるという意見も出ました。それで日本の実務指針は、その間をとって約5年と決定しました。それではこういった議論を経て約5年として決めた場合に、企業によって相違が出てしまいます。企業によって相違が出てしまった時に、投資家保護のために財務諸表はどういうふうに開示すべきか、または、財務諸表として何をすべきかという議論がありましたが、その中には、割引率を開示することによって、投資家がそれを判断するしかないだろうという意見もありました。無論ある1つの基準を決めて、そうすれば、すべての適用会社の退職給付債務の割引率は1つの率に収斂していきます。実務指針作成時には、社債を使用するときには格付けのAA格しか認めないということでしたので、その時には会社数が限定されていまして、

ある1つの数値に収斂することになります。しかしながら、大事なことは、実務指針の設定にあたって、それを使ったことを投資家に知らしめるには、開示をすることによって投資家が判断し、かつ、その投資家の判断をとおして、株価に影響を与えて、次の会計基準へのステップということになるという意見が出まして現在の指針となっております。CESRから重要な差異として修正すべきであるといわれた点は、この5年ほどの割引率をある一定時点の割引率と修正すべきであるという意見を提出されました。したがって、適切な財務諸表とは何かという概念も当然ありますけれども、それをアプリケーションの上では、ある程度の時間をかけながら、その中で投資家を守るための適切な財務情報とは何かということを検討していくということになっていくのではないかと思います。石井先生がおっしゃられましたことは、理論的にはよくわかりますが、会計基準の設定における理論と実務との差異といえますか、それをいかにして調整していくかという1つの過程の一部であるというふうに思います。

**浦崎** ありがとうございます。藤沼先生、西川先生いかがでしょうか。付け加えることがございましたらお願いいたします。

**西川** 雑駁なことしかいえなくて恐縮ですが、固定資産の減損会計については、ある意味で安心感があります。ダウンサイドしかない安心感の下で行われていると思いますけれども、そういう中で、割引率だけの問題ではなくて、見積もっているのは、キャッシュ・フローと割引率がセットですので、どういうキャッシュ・フローの見積もり方をしたのか、そのあたりはなかなか定量化して説明するのがむずかしいということが

あります。割引率の比較だけで何かを判断することが、正しい判断になるかということですね。次に減損のみならず公正価値評価が広がっていった時に、それが経営者の裁量の余地の拡大を伴うのかということですけれども、そうならざるを得ないと思います。市場を見ようと思っても市場がないときには、市場になりかわって、市場平均によったつもりでキャッシュ・フローを見積もり、割引率を見積もる。これを経営者がやるしかないわけです。そういう意味で、アップサイドもある状況で、公正価値評価を経営者がしていかなければいけないという局面が増えていくというのは、開示上のリスクの増大なのだろうと思います。

**浦崎** ありがとうございます。五十嵐先生お願いいたします。

**五十嵐** 財務会計およびその適用について、ジョージ・O・メイという私の勤めておりましたプライスウォーターハウスの第2代目のシニア・パートナーですが、彼はこういうふうに言っています。財務会計の分野は、行為の指針がすべて固定した原則のうちに見出されるような分野ではない。それは、正しいコースの発見が、本質的な事実を認識して、その真の意味を吟味する能力があることに依存し、事情に精通した賢明な判断と目的の確かさに依存するといったあいまいな輪郭をもつものである。これは無論その当時の考え方です。それで基準の適用ということをそれについて考えますと、こういうふうに言っております。最も同質なものでも、ある点では異質的であり、逆もまた真である。つまり、1つの会計原則を適用する場合でも、その事実の同質な面を強調するか、異質な面を強調するかで適用する原則は違う。このように実務で

適用する原則，実務で作成される原則というものをこうした経済事象の中で決めて進んでいかなければいけないというふうに思います。したがって、それはある程度の時間をかけて、適切な、パブリックの信頼を得ながら、適切な会計基準または会計原則というものが作り上げられていくというふうに考えられます。

**浦崎** ありがとうございます。それでは次の問題に移ります。公認会計士の金子康則先生（非会員）からご質問がございます。金子先生からは、向先生に3つの質問が出ております。かなりむずかしい問題で、時間の制約もございまして、全部対応できるかどうかわかりませんが、1番、出口価格を用いて金融商品を評価する考え方は、清算貸借対照表を作成する考え方に通じ、継続企業の公準にのっとった期間損益計算の考え方や費用収益対応原則と相容れないものと考えますが、実際にそのとおりでしょうか。という問題が第1点でございます。ここからまずお願いします。

**向** 金子先生どうもありがとうございます。公正価値評価という考え方は、基本的に実態表示というものに焦点が当てられていて、清算貸借対照表とは若干考え方が違うと考えます。継続企業の公準にのっとった期間損益計算という問題ですが、それは、まず、継続企業の公準があつて、そこで期間計算をするために期間を区切って損益を計算する。その際、費用収益対応や費用配分が行われるわけです。一方、フェア・バリュー・アカウンティングにおいても、継続企業を前提として期間計算をするのですが、その時の損益の計算は、ストックの増減という考え方です。したがって、相容れないといえばそうなんです、次の問題とも絡

むと思いますが、資産負債アプローチと収益費用アプローチは、理論的には相容れないかもしれませんが、実務をとらえて考えれば相容れることも可能になると考えております。

**浦崎** 2つ目の問題ですが、公正価値算定は、FAS 157号の早期適用会社の開示およびサブプライム問題から mark to make believe などといわれておりますが、恣意性であれば、従来型の期間損益計算においても、経営者の恣意性は見られる。どちらの方が目的適合性、有用性が高いとお考えでしょうか。2つ目の質問でございます。

**向** これも非常にむずかしい問題ですが、まずサブプライム問題はちょっとおかせていただいて、これも1つのフェア・バリュー・アカウンティングの抱えている問題だと思います。資産負債アプローチおよび収益費用アプローチという側面から考えますと、現在の話題とも関係しますが、包括利益なのか、当期純利益なのかという問題と絡んできます。これについては、過去の実証結果からいえば、目的適合性という意味では、先生もご存知のとおり、当期純利益の方が有用性があるという実証結果があることに間違いありません。一方で、私が個人的に思っているのは、環境が会計を変える時代から会計が環境を変える時代になってきていると思います。ということになると、包括利益が制度化された時に、包括利益の有用性が、今までどおり、当期純利益よりも低いということはいい切れないと思います。また、サブプライム問題との絡みでは、まだマーケットが確立していなかったがために大きな問題になってしまった部分もあるのではないかと思います。これからマーケットが確立されることによって、

これまでとは若干変わってくるのではないかと思います。以上です。

**浦崎** 3つ目の問題ですがローンコミットメントはギャランティーではないが、オンバランスすべきでしょうか。

**向** ローンコミットメントに関しては、有価証券報告書に注記で出されていますね。そういう意味では、オフバランスのままでもいいかと思えます。一方で、偶発債務と引当金概念の違いからとらえますと、やはり、発生確率が高まってくれば、負債として計上する必要も出てくるだろうと考えます。やはり発生確率によってとらえ方が変わってくるのではないかと考えています。

**浦崎** いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

**金子** ありがとうございます。3点目なんですけれども、特に米系の投資銀行の第3四半期の決算の際に、ローンコミットメントに関しまして、大手4社、多額の損失を計上しているという中で、FASの159号でエリジブルなアイテムの中に入っていたものですから、これがどういうふうな理論的論拠でエリジブルなアイテムに入っているのか、私個人的によくわからなかったものですから、ご質問させていただきました。3点とも納得いたしました。ありがとうございました。

## V 会計基準のコンバージェンスに対するXBRLの意義

**浦崎** ありがとうございます。それでは、座長のところで整理しました最後の論点ですが、白田先生にかかわるところですが、昨日の報告でもございましたが、仮に会計基準のコンバージェンスが進んだとしても、法制度さまさまな要因がありまして、報告

実務や会計実務が統一されていくことは、なかなかむずかしいところがあるという指摘もございます。情報の利用可能性を技術的側面、特にネット社会の中で、情報開示を促進するというところで、昨日、白田先生からご報告がございましたが、そのご報告の中で、タクソノミ開発の技術力とコンバージェンスの話がございましたけれども、その関係についてもう少しご説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

**白田** ありがとうございます。少し議論が前に戻りますが、コンバージェンスの話に絡めまして、XBRLのタクソノミ開発につきましてさらに詳しく説明させていただこうかと思います。

今後、会計情報のウェブ開示、つまりネットワークを通じた財務諸表の開示が世界中で益々一般化されていくと思われれます。その際にはおのずと今まで使われてきましたHTMLやPDF書式からXBRL形式を導入するという方向に移行していくであろうことは間違いないかと思います。デモンストレーション時間が非常に短かったのであまりご理解いただけなかったかと思いますが、XBRLでは、お見せしたインスタンス文書は、常にタクソノミという規則集を参照して情報を表示する仕組みになっています。この参照しているタクソノミ自体がまさに会計基準そのものであるわけです。ですから常に受信側のディスクのどこかにダウンロードされているタクソノミ、つまり、会計基準を参照することによって、適正な財務諸表の作成、開示が可能となる仕組みになっている訳です。

現在タクソノミ開発につきましては、先程、藤沼先生からもお話しがありました、

IASBのIFRSタクソノミが非常に進んでいます。XBRLは、もともとアメリカで開発されたものでありながら、タクソノミ開発については、IASBが一步先を行っている感があります。またXBRLにつきましては各種タクソノミ開発などの技術やノウハウを共有化すべくXBRL国際ショナルというコンソーシアムが設立されておりますが、そのチェアに現在IASBのカート・ラミンが就任していることから、IASBがXBRLに力を入れていることが分かります。

なお、タクソノミを開発するということは、会計基準を設定することとある意味同義と考えられます。また、XBRL形式のデータを利用して会計情報を開示するためには、いつもこのタクソノミを参照するわけですから、どのタクソノミ、つまりどの会計基準を参照するかによってアウトプットも変わってきます。言い換えれば、同じタクソノミを使用して財務諸表を作成すれば、最終的なアウトプットは、全く同じ会計基準の元で作成された財務諸表となり、よってアウトプットには基準間の差異はなくなります。

もしある国がIFRSとわずかでも差異のある会計基準を使い続けたいと思えば、同国はタクソノミを全て自国で開発し続ける必要性が出てくるわけです。このことは言い換えれば自国でタクソノミを開発する技術力がない国、また予算を捻出できない国では、今後他国またはIASBで開発されたタクソノミを使うこととならざるを得ず、その結果自動的に会計基準の統一化が図られていくこととなります。

さきのパワーポイントでもお見せしたとおり、現在FASBはタクソノミ開発に年

間5,000万ドル以上を投下しています。先程、藤沼先生からお話しがありましたように、FASB自体が、自国で5,000万ドルというタクソノミ開発予算を負担するのであれば、いくばくかの対価を払ってでもIFRSのタクソノミ開発に協力し、または共同でタクソノミ開発をした方が得策ではないかと考え始めている感があります。つまりこれは、共同で会計基準を設定していく作業とほぼ同じことになるわけで、つまりはXBRL開発を通してFASBはIFRSに収斂していくのではないかと思います。今、そういう方向に非常に強く進みつつあるという中で、日本は日本独自のタクソノミ、つまり日本独自の会計基準を今後も固持し続けるのか、つまり会計基準がわずかでも変更となる度に何十億という予算を投じてタクソノミをバージョンアップし続けていくのか、ということも考えていく必要があると思います。

私のプレゼンテーションの中でもお話ししましたように、アメリカでは現在ボランティア・ベースでXBRLによる開示を行っている企業は30社にとどまっています。他国でもXBRLで財務諸表を開示している企業は、ボランティア・ベースがほとんどです。これに対し日本は、来年の4月以降の決算期から上場企業全社に対してXBRLによる開示を原則適用する、つまり完全適用になるということであり、現在、日本基準固有のEDINETタクソノミが試験公開されています。金融庁もEDINETタクソノミ開発に今年度10億円の予算を組んでおり、この費用負担が毎年続いていくこととなります。

財務情報のウェブ開示が進む中で今後は、IFRSのタクソノミを使う、イコール完全



な英語版 IFRS に収斂していく道をとる国と、日本のようにタクソノミ開発の費用負担に耐えながらも独自の会計基準を固持しつづける国とに、2分されていくものと思われる。

私のレジュメの中に各国の XBRL の導入状況の一覧表があったかと思いますが、その一覧表を見ていただきますとわかりますように、XBRL は証券市場が主体となって導入されてきております。つまり藤沼先生のお言葉の中にプロアクティブという言葉がございましたけれども、証券市場ではユーザ、つまりは投資家の立場にたった情報開示のあり方を常に検討しておりますので、利用者にメリットの多い XBRL による開示に積極的に動いているわけです。迅速な XBRL への対応を考えた場合には、これまでお話ししてきたようにタクソノミを自ら開発するよりは、既製品を購入するように IFRS のタクソノミを使った開示へ動くことはコスト面からも、また迅速な対応という意味からも合理的な判断であり、結果多くの国がピュア IFRS に収斂していく方向にならざるを得ないのではないかと考えております。つまり実務ベースの視点からいえば、他に選択肢はないような気がします。

今後会計情報のウェブ開示をしない、もしくは、ウェブ開示をしたとしてもこれまで同様テキスト形式や HTML 書式で開示し続け XBRL は導入しないといった市場、つまり国があれば、自国の基準でいつまでも開示を続けることができるかもしれません。しかし、そのような市場には、資金が集まらないことになるかと思えます。つまり今の状況では、たぶん XBRL が会計基準のコンバージェンスのキードライバーと

なっていくのではないかと考えております。昨日の発表の冒頭で、学会で XBRL の発表をさせていただくのは、今回が日本では初めてであるとお話しさせていただきました。XBRL の活動に関しまして、実は来週も国際会議が予定されていますが、日本からの参加が非常に少ない、特にアカデミックの方からはほとんど参加がない状況です。XBRL については日本公認会計士協会、もしくは、実務サイドでいえば、宝印刷とかプロネクサスとかいわゆる開示情報を作成する側、あとは金融庁、国税庁、東京証券取引所、日銀、また金融機関、情報ベンダーなどが主導で開発、啓蒙活動を行ってきました。しかし、もっとも重要であるタクソノミ開発に関わる人材は極端に少なく、限定的であり、各組織間で人を貸し借りしながら対応しているのが現状です。XBRL が会計基準のコンバージェンスに大きな役割を果たすことを理解いただき、学界（会）の先生方にも XBRL についての理解を深めていただきたいと思います。さらに最後になりますが、日本もこのまま毎年膨大な税金を投下して、XBRL タクソノミのバージョンアップをし続けるのか、つまり日本固有の会計基準を維持し続けることの方が経済効果が高いか、または世界的に共通化されたタクソノミに乗り換える、つまり完全英語版 IFRS へ乗換える方が経済効果が高いかについては、学界でもさらに議論すべきではないかと思っています。以上です。

## VI サブプライム問題

浦崎 ありがとうございます。時間が来ておりますが、もう少しお付き合いしていた

だきたいと思います。藤沼先生から事前の打ち合わせの段階で、非常にトピックな 이슈となっているサブプライム問題につきまして是非議論したいというご提案がございました。時間配分の不手際がございまして、最後に、藤沼先生からご教示いただきたいと思います。

**藤沼** 私が特別に教示することはないんですけれども、11月の第2週にIOSCOの国際会議が東京で開かれた時に、そこでの最大のテーマは、サブプライムのローンについて規制当局としてどういうように対応するのかという議論があったわけです。その内容については新聞でもいろいろと報道されておりました。私も1つのパネルに参加したわけですが、そこでサブプライムについてこれだけ世界の市場が影響を受けているわけで、その原因は何だったのか。これは今日たぶん金融庁の池田さんから若干の説明があったのではないかと思いますけれども、会計基準に何か問題はなかったのか。フェア・マーケット・バリュの評価というものが実際にできたのかできなかったのか。たぶんフェア・マーケット・バリュそのものが存在しないといえますか、つるべ落としみたいに時価が落ちてきますからそういうものがなかったということもできる。SIVといわれるいろいろなビークルを真ん中に介在させているわけなんですけれども、それらに対して銀行などが流動性を提供することで結果的に損を引き受けざるを得なかったというようなことがあった。そうするとそのビークルに対しては、銀行はリスクをしょっちゃったわけですから、本来ならば初めから連結すべきではなかったのかというような問題が発生する。今日せっかく皆さん来ているのですから、

このサブプライムローン問題で発生した会計問題についてコメントをいただいたらよいのではないかと思います。しかし、私がそれについての回答をもっているわけではないんですけれども、たぶん、西川さんがパチッとした回答をしてくれるのではないかと思います、どうでしょうか。

**浦崎** お願いいたします。

**西川** いい財務報告は何か。たぶんバリュ・レバンスが第1にあるのですけれども。利用者は安心して財務報告を見ていたい。突然、とんでもないリスクが損失として顕在化するということは皆、想定していません。会計は、リスクを表面化させるツールはいくつももっています。1つは今、藤沼先生がおっしゃった資産が表示上外れないように連結していくことですね。もちろんただ連結してもそこでリスクを顕在化させないといけない。単に両建てで載せているだけでは足りません。その他のツール、原資産の段階では引当であるとか、減損であるとか、下落分を時価評価するとかいったように、いろいろなツールはあります。ただし、当事者、保有者がリスクを正しく認識できていないことには何も会計処理ができないということになります。サブプライム問題はもとを正せば非常に変なスキームを作ってしまったというところに原因があると思いますけれども、それによって、信用拡大するまではよかったのだけれども、その後起きたことを見れば、バブルの反省がないような事態だと思います。損失が拡大して、たとえば、価格がどんどん落ちていく、落ちすぎだと思っても、売れないのであれば、しょうがない。価格が落ちていて手放せないのだったら、落ち過ぎでおかしいと思っても会計上は売却可能な価格で

評価するしかない。新たにもし自分が買うとすれば、落ちた値段で買えるわけですから、今の価格が正しいといえます。リクイディティー・リスクとはおそらく、本当のリスクがわからないゆえに、買い手がつかず過剰に厳しい評価になっているという話だと思いますけれども、過剰にリスクが評価されているのだったらいずれ買い手が現れるはずですね。会計が損を出し切ったとなると安心感が出るのだと思います。ただ、この問題は元をただせば、事態の顕在化までにリスクがわからず、会計上の損を掴めなかったという以前にリスクがわからなかったからこそ大量に保有していたということですね。

## VII 概念フレームワークとデュープロセス

**浦崎** 最後に、簡単に取り扱いたいと思いますが、公認会計士の今村先生から概念フレームワークについてのご質問が出ておりますが、その中で1点だけ、西川先生からご回答いただきたいと思います。現在、概念フレームワークは、どのような状況になっているのかということと、デュープロセスの中で、コメントを求める期間を長くしてほしいというようなご質問です。

**西川** どちらもむずかしいご質問で、公開期間をせめて2か月にして下さいということですが、2008年のところでは、いわゆる同等性の26項目、短期項目について、非常に急いでやらないといけないというものがあります。それについてはなかなか2か月は厳しいかなと思います。その一方で、今度MOU項目について、日本も先方のディスカッション・ペーパーとタイミングを遅らせずに、論点整理を出していくとい

うことに関しては、これは長期のもので、このご意見を参考にして、なるべく長い公開期間をとるよう配慮したいと思えます。概念フレームワークですけれども、今、討議資料ということとどまっています。先程申し上げたようなIASBに対して意見発信していくことに非常に関連があるということもありまして、伝えるべき考え方はきちんと伝えていく。あとは、日本のものをどう進めていくかについては、今後の国際動向の進展に関連しますので、もう少し様子を見てから決めたいと考えております。

## VIII 座長総括に代えて

**浦崎** 昨日の研究報告ならびに今日の議論を通じて今後取り組むべき様々な課題や問題点が明らかになったように思います。特に、会計基準のコンバージェンスを経て、その後、本当に会計実務が統一するのかどうか、会計基準が適正に適用されるのかどうかという問題点がございました。また、会計基準のコンバージェンスを促進し実現させる技術としてXBRLの意義と役割が明らかとなりました。

最後に、昨日の研究報告と本日の討論において指摘のなかった重要な論点を指摘することで議論の総括に代えさせていただきたいと思います。それは、エシックスの問題です。会計基準の統一化がなされたとしても、会計情報の透明性や比較可能性は、会計基準の適正な適用がなければ実現しません。会計基準が適正に適用されるには、ヒューマンファクターとしてのインテグリティが必要だと考えています。イングランド・ウェールズ勅許会計士協会からレポー

ディング・ウィズ・インテグリティ (Reporting with Integrity) という報告書が出ておりますようにインテグリティが重要なファクターとなっております。平成17年10月に近畿大学で会計学科設立の記念シンポジウムを開いた時に、八田先生、藤沼先生にお出でいただきまして、藤沼先生から関連するお話しがございました。具体的には、スリーF (フレンドリー、フランク、フェア) の必要性を指摘してくださいました。それは社会や組織の中で行動するときの指針であり、インテグリティにかかわるお話しです。昨日の山田先生のご講演の中でもありましたが、海外の人たちと交流する時には、インナーサークルに入って交流できる器量がないといけないという指摘がございました。その時の要件というも

のを藤沼先生がおっしゃっていると思います。

いくぶん抽象的な指摘になりましたが、会計基準を適正に適用し会計実務を統一するためにはヒューマンファクターとしてのインテグリティを開発しそれを維持するような教育が大学に求められていると思います。また、そのような教育は大学で終わるのではなく生涯教育として会計倫理に関する教育が必要な時代になっていると考えております。

座長は初めての経験で、時間調整、進行がうまくできませんでした。お詫び申し上げます。最後に、コメンテーターの先生、報告者の先生に今一度拍手をお送りください。

どうもありがとうございました。